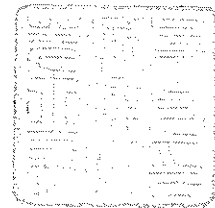


土浦市告示第 142 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、土浦・阿見都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成28年 5月16日

土浦市長 中川 清



- 1 都市計画の種類
地区計画（都和二・三丁目地区）
- 2 都市計画を決定する土地の区域
（ア）決定する部分
土浦市都和二丁目・三丁目の各一部
- 3 縦覧場所
土浦市都市整備部都市計画課

土浦・阿見都市計画地区計画の決定（土浦市決定）

都市計画都和二・三丁目地区地区計画を次のように決定する。

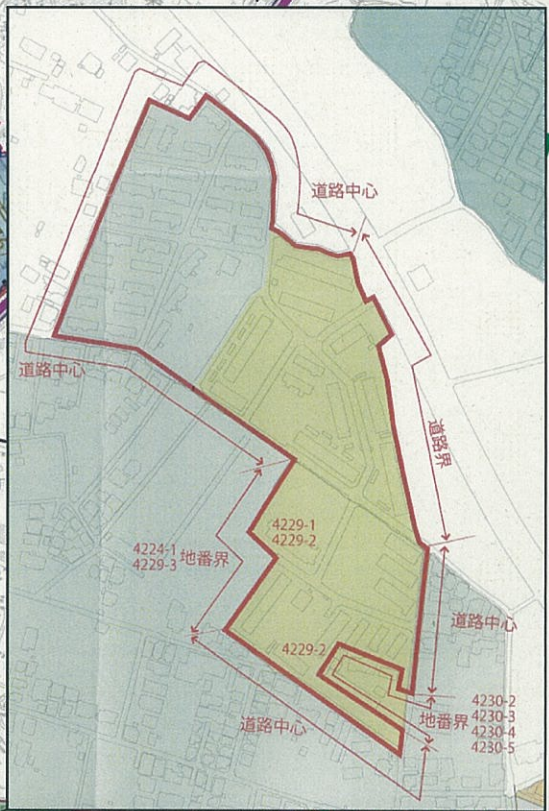
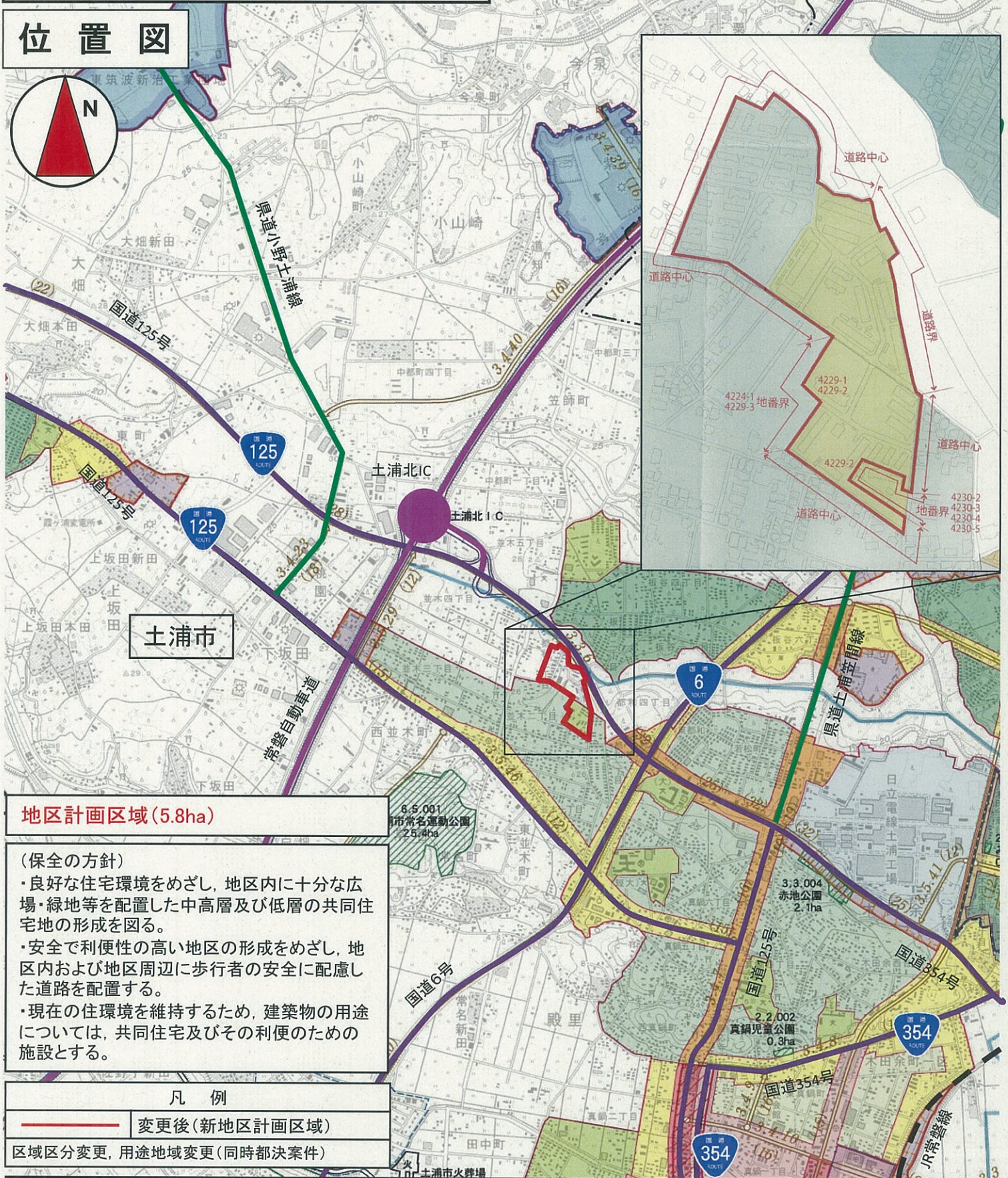
基本事項	名称	都和二・三丁目地区地区計画
	位置	土浦市都和二丁目、三丁目及び並木二丁目の各一部
	面積	約 5.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、常磐自動車道土浦北インターチェンジに近く国道 125 号に隣接する、県営住宅及び市営住宅の中層を主とする共同住宅が立地する地区である。</p> <p>本地区の住環境の維持・保全を図るとともに、今後の更新等を考慮しながら、安全で利便性の高い良好な住宅市街地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	良好な住環境の形成を目指し、地区内に十分な広場・緑地等を配置した、良好な住環境を創出する。
	地区施設の整備の方針	安全で利便性の高い地区の形成をめざし、地区内及び地区周辺に歩行者の安全に配慮した道路、公園を配置する。
	建築物等の整備の方針	現在の住環境を維持するため、建築物の用途については、公営住宅施設及び住宅、集合住宅とする。

理 由

今後の公営住宅の建て替え等に際しても、安全で利便性の高い良好な住宅市街地の形成を図るため、市街化区域への編入や用途地域の指定に合わせて地区計画の決定を行うものである。

(土浦市決定) 土浦・阿見都市計画 地区計画の決定

位置図



地区計画区域 (5.8ha)

(保全の方針)

- ・良好な住宅環境をめざし、地区内に十分な広場・緑地等を配置した中高層及び低層の共同住宅地の形成を図る。
- ・安全で利便性の高い地区の形成をめざし、地区内および地区周辺に歩行者の安全に配慮した道路を配置する。
- ・現在の住環境を維持するため、建築物の用途については、共同住宅及びその利便のための施設とする。

凡例

	変更後(新地区計画区域)
	区域区分変更, 用途地域変更(同時都決案件)

【変更理由】

公営住宅建設時に計画された良好な住環境の維持・保全を図るとともに、今後の公営住宅の建て替え等に際しても、安全で利便性の高い良好な住宅市街地の形成を図るため市街化区域への編入や用途地域の指定に合わせて地区計画の決定を行うものである。